

設置サービス利用規約

本規約は、株式会社コネクスト（以下「当社」といいます）による、ShiftOne 利用規約に基づくサービス提供のうち、家電の設置サービス（以下「設置サービス」といいます）の利用条件を定めたものとなります。利用者は、本規約に同意した上で、設置サービスを利用するものとします。なお、本規約とは別に当社が配送事故対応ガイドラインその他のガイドライン等（以下「ガイドライン等」といいます）を定める場合があり、当該ガイドライン等は、本規約を構成するものとします。また、本規約に定めがない事項は、ShiftOne 利用規約（以下「利用規約」といいます）が適用されるものとします。

第1条（設置サービスの内容）

設置サービスは、当社が会員の指定住所を訪問し、第3条に定める対象製品の設置、設定作業、動作確認及び設置製品の梱包材の回収を行うサービスです。

※付帯工事は設置サービスの対象外となり、付帯工事に関しては、会員が自己の責任と費用負担において必要な手続き等を行うものとします。

第2条（対象製品）

設置サービスの対象となる製品（以下「対象製品」といいます）は、当社所定の対象製品とします。

第3条（設置サービスをご利用いただけない場合）

以下の場合、設置サービスをご利用いただけないことがあり、この場合には会員が自己の責任と費用負担で対応するものとし、当社に損害（商品の返送費用等を含みますがこれに限られません）が生じた場合には、かかる損害を賠償するものとします。

- （1）訪問予定日当日の在宅連絡での不在等で、訪問予定日の再調整ができない場合。
- （2）離島及び遠隔地の場合。
- （3）設置作業に必要なスペースが確保できない、対象製品の搬入又は搬出ができない等で、物理的に設置サービスの提供ができない場合。
- （4）対象製品そのものに不備がある場合。
- （5）その他、設置サービスの提供は困難であると当社が合理的根拠に基づき判断した場合。

第4条（損害賠償責任の存続期間）

設置サービスの提供に際して、利用規約第15条に基づき当社が負う損害賠償責任は、当社所定の期間（対象製品の内、エアコンは設置から2年とし、エアコン以外の対象製品は、設置から3ヶ月とします）を経過したときは消滅するものとします。

なお、付帯工事は本サービスの対象外とし、付帯工事に関するトラブル、会員に生じた損害

等については、当社は何らの責任を負わないものとします。

第5条（適用の優先順位）

本規約、ガイドライン等、利用規約の適用の優先順位は、他に特別の定めがない限り、ガイドライン等、本規約、利用規約の順とします。

第6条（約款の変更）

当社は会員に対し事前に通知のうえ、本規約を改定できるものとします。当社から会員に対する通知の方法は、当社の選択により、会員が当社に届け出た住所・メールアドレス・電話番号・FAX 番号に送付または送信する方法にもしくは管理画面に表示するなど当社が適当と判断した方法により行います。当該方法のいずれかにより送付または送信もしくは表示等した時点において、当社から会員に対する通知がなされたものとみなします。

制定 2016 年 2 月 1 日